

公立大学法人札幌市立大学研究倫理規程

平成18年9月6日

平成18年規程第58号

改正 平成20年規程第9号

前 文

大学の重要な役割は、世界人類の選択すべき未来に作用する世界的共通認識を構築することと同時に、地域社会においても都市や市民社会の未来を創造するさまざまな基盤形成に貢献することである。社会が今、大学に期待しているのは、諸学問領域からの散発的な成果ではなく、学問領域を超えて人類共通の諸問題と対峙し、過去の歴史を参照しながら「人間」を機軸にして知識それ自体を再編することである。

さらに、大学の未来は、まず市民と共にあり、市民の健康と安全を保全する都市の将来像と緊密に重なり合う。時代の変化に対処する弾力的な実行計画は、固定化した研究・教育モデルの確立を目的化するのではなく、常に創造性という柔軟なモジュールを大学に組み込むことによって実現される。

「創造性」と「倫理」とは、相反するものでなく、相互の意図をともに意識する人材を連携し、組織化するための言葉であり、場である。すなわち、個人的な知識の発露を前提とした従前の学術研究の枠組みを超え、専門化した領域を超えて広く意見を交換し、次世紀の大学をリードするための研究倫理を形成することが必要である。

21世紀に誕生した新たな公立大学の使命とは何か、その答えを自ら「創造」することが、札幌市立大学の使命であるとも言える。我々は、自由な創造的研究と共に、それに伴う倫理的責任の規範を強く自覚するため、ここに公立大学法人札幌市立大学研究倫理規程を制定する。

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人札幌市立大学（以下、「本学」という。）における学術研究の信頼性と公正性を確保することを目的とし、研究を遂行する上で求められる研究者の倫理的行動・態度について定める。

(定義)

第2条 この規程において「研究者」とは、法人の専任教員その他法人において研究活動に従事する者をいう。なお、学生であっても、研究に関わるときは「研究者」に準じて取り扱うものとする。

2 この規程において「研究」とは、研究計画の立案、計画の実施及び成果の公表・評価にいたるすべての過程における行為、決定及びそれらに付随するすべての事項をいう。

3 この規程において「発表」とは、自己の研究に係る新たな知見・発見又は専門的知見を公表するすべての行為をいう。

4 この規程において「共同研究者」とは、研究の代表者となる研究者と共同し研究活動に従事する研究者をいう。

5 この規程において「研究対象者」とは、研究を遂行するに当たって、当該研究の調査対象者となる者をいう。

6 この規程において「研究支援者」とは、研究を遂行するに当たって、様々な形で当該研究を支援する者をいう。

(研究の基本)

第3条 研究者は、良心と信念に従って、自らの責任で研究を遂行し、不当な圧力により研究成果の客観性を歪めることがあってはならない。

2 研究者は、研究の遂行において常に生命の尊厳及び個人の尊厳を重んじ、基本的人権を尊重しなければならない。

3 研究者は、国際的に認められた規範、規約及び条約等、国内の法令、告示等及び法人の規程を遵守しなければならない。

(研究者の態度)

第4条 研究者は、自己の専門研究が及ぶ範囲を自覚し、他分野の専門研究を尊重するとともに、自己研鑽に努めなければならない。

2 研究者は、他の国、地域、組織等の研究活動における、文化、慣習及び規律の理解に努めなければならない。

3 研究者は、共同研究者が対等なパートナーであることを理解し、お互いの学問的立場を尊重しなければならない。研究対象者、研究支援者等に対して

は、謝意をもって接しなければならない。

- 4 研究者は、学生が共に研究活動に関わる時は、学生が不利益を蒙らないよう十分な配慮をしなければならない。
- 5 研究者は、自己の研究計画について、分かりやすく、明瞭に説明できるよう努めなければならない。
- 6 研究者は、研究遂行中において、計画進捗状況の自己点検を行い、適切な時期に途中経過の報告ができるよう努めなければならない。

(研究のための情報・データ等の収集)

第5条 研究者は、科学的かつ一般的に妥当な方法及び手段で、研究のための資料、情報、データ等を収集しなければならない。

- 2 研究者が、研究のために資料、情報、データ等を収集する場合は、その目的に適う必要な範囲を逸脱して収集してはならない。

(インフォームド・コンセント)

第6条 研究者が、人の行動、環境、心身等に関する個人の情報、データ等の提供を受け、研究を行う場合は、提供者に対してその目的、収集方法等について分かり易く説明し、提供者の明確な同意を得なければならない。組織、団体等から、当該組織、団体等に関する資料、情報、データ等の提供を受ける場合も同様とする。

(個人情報の保護)

第7条 研究者は、研究のために収集した資料、情報、データ等の取扱いについては、札幌市個人情報保護条例（平成16年札幌市条例第35号）その他法人に適用される個人情報保護に係る規程を遵守しなければならない。

- 2 研究者は、研究のために収集した資料、情報、データ等において、個人が特定できないように処理し、厳重に管理する。また、個人を特定できる内容については、これを他に洩らしてはならない。

(情報・データ等の利用及び管理)

第8条 研究者は、研究のために収集し、又は生成した資料、情報、データ等の滅失、漏洩、改ざん等を防ぐために適切な措置を講じなければならない。

- 2 研究者は、研究のために収集し、又は生成した資料、情報、データ等を合理的期間保存しなければならない。ただし、法令又は法人の規程に保存期間

の定めのある場合はそれに従うものとする。

(機器、薬品・材料等の安全管理)

第9条 研究者が、研究実験において研究装置・機器等及び薬品・材料等を用いるときは、関係する法人の規程、要領等を遵守し、その安全管理に努めなければならない。

2 研究者は、研究の過程で生じた残さ物、使用済みの薬品・材料等について、責任をもって廃棄処理をしなければならない。

(研究の成果の発表)

第10条 研究者は、研究の成果を広く社会に還元するため、当該研究の成果を発表しなければならない。ただし、知的財産権等の取得及びその他合理的理由のため発表に制約のある場合は、その合理的期間内において発表しないものとするができる。

2 研究の成果は、学問的誠実性と論理的忠実性によって導かれた、新たな知見・発見であることに鑑み、研究者は、他者の成果を自己の成果として発表してはならない。

3 研究者は、研究の成果の発表に際しては、先行研究を精査し、尊重するとともに、他者の知的財産を侵害してはならない。

4 研究の成果の発表における不正な行為は、大学及び研究者に対する社会の信頼性を喪失する行為であることを研究者は自覚し、次に掲げる不正な行為は、絶対にこれをしてはならない。

(1) ねつ造 (存在しないデータの作成をいう。)

(2) 改ざん (データの変造又は偽造をいう。)

(3) 盗用 (他人のデータや研究の成果等を適切な引用なしで使用することをいう。)

5 研究の発表における不適切な引用、引用の不備、誇大な表現、都合のよい誤解をさせる表現等は、不正行為とみなされるおそれがあり、研究者は、適切な引用、誤解のない完全な引用及び真摯な表現をしなければならない。

(論文著者の条件)

第11条 次に掲げる事項のいずれも満たす研究者に対しては、研究の成果の発表を行う際にその研究に係る論文の著者としての適切な権利及び義務 (以

下「オーサーシップ」という。)を認める。

- (1) 研究の着想、研究成果の分析、論文の執筆等いずれかの研究過程において主体的に携わっていること。
- (2) 自分が担当した部分について責任をもって説明ができること。
- (3) 共同研究者がそのオーサーシップに同意していること。

(研究費の取扱い)

第12条 研究者は、研究費の源泉が、学生納付金、札幌市からの運営費交付金、国・地方公共団体等からの補助金、財団法人等からの助成金、寄付金等によって賄われていることに常に留意し、研究費の適正な使用に努め、その負託にこたえなければならない。

2 研究者は、交付された研究費を当該研究に必要な経費のみに使用しなければならない。

3 研究者は、研究費の使用に当たっては、関係する法令及び法人の規程等を遵守しなければならない。

4 研究者は、証ひょう書類等を適切に管理し、実績報告においては、研究遂行の真実を明瞭に記載しなければならない。

(他者の業績評価)

第13条 研究者が、レフリー、論文査読、審査委員等の委嘱を受けて、他者の研究業績の評価に関わるときは、被評価者に対して予断を持つことなく、評価基準、審査要綱等に従い、自己の信念に基づき評価しなければならない。

2 研究者は、他者の業績評価に関わり知り得た情報を不正に利用してはならない。当該業績に関する秘密は、これを保持しなければならない。

(研究倫理審査委員会)

第14条 この規程の運用を実効あるものにするため、及びこの規程の目的とする研究を推進するために、公立大学法人札幌市立大学倫理委員会を設置する。

2 前項に規定する委員会に関し必要な事項は別に定める。

(事務)

第15条 この規程に関する事務は、経営企画課が所管する。

附 則

(施行期日および適用)

- 1 この規程は、平成18年9月6日から施行する。
- 2 この規程は、平成18年4月1日以降に開始された研究について適用する。

附 則

(施行期日および適用)

- 1 この規程は、平成20年11月5日から施行する。